

多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 支援金は、物価高騰の状況においても、障害福祉サービス事業所等が質を保ったサービス提供を継続できるよう支援することを目的として交付する。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業者であって、令和7年8月1日時点で市内に事業所を有すること。
- (2) 令和7年1月1日から同年7月31日までの間に、別表に定めるサービス内容を提供した実績があること。
- (3) 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。
- (4) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の内容)

- 第3条 市長は、別表に定める区分に応じ、事業所ごとに交付対象者に対し支援金を交付する。ただし、支援金の交付は、一の事業所における一の区分ごとに1回とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2以上の事業所において同一の区分のサービスを提供している場合であって、市長が実質的に一の事業所と認めるときは、当該2以上の事業所は一の事業所として支援金を交付する。
- 3 一の事業所におけるサービス内容が多治見市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年告示第233号）別表の区分とこの要綱の別表の区分の両方に該当する場合、この要綱による支援金は交付しない。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請に係る事業所のサービス提供実績が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、令和7年10月31日とする。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、支援金の交付の可否を決定し、多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定したときは、当該支援金の交付決定に係る申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するものとする。

(書類の保存)

第6条 交付決定者は、規則第19条に規定する帳簿及びその内容を証する書類を、支援金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は現地調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 既に交付を受けた支援金について、前項の規定により交付決定を取り消された交付決定者は、当該取り消された部分につき速やかに市に返還しなければならない。

(その他)

第9条 支援金の交付に関し、この要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 3 民生の款1 一般社会福祉推進事業の項1 一般社会福祉推進事業の目に次のように加える。

3 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業						
1	障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業	市の障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	

別表第4 3 民生の款2 児童福祉対策事業の項の前に次のように加える。

1	一般社会福祉推進事業	1	一般社会福祉推進事業	3	障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業	1	障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
---	------------	---	------------	---	------------------------	---	------------------------

別表（第2条、第3条関係）

区 分	交付金額	サービス内容
訪問サービス Ⅰ	100,000 円	相談支援
訪問サービス Ⅱ	100,000 円	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス
通所サービス	200,000 円	生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立訓練、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス
入所サービス	施設定員 10 人未満 200,000 円 施設定員 10 人以上 50 人未満 300,000 円 施設定員 50 人以上 500,000 円	短期入所（ショートステイ）、共同生活援助、施設入所支援
補装具	100,000 円	補装具の販売（作製）又は修理

別記様式第1号（第4条関係）

多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

多治見市長

（申請者） 〒

所在地 _____

名称 _____

代表者氏名 _____ (※)

(※)記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第4条第1項に基づき、次のとおり申請し、交付決定を受けた場合はその決定額を請求します。なお、同要綱第8条の規定に該当する場合は、当該支援金の全部又は一部を返還します。

1. 申請に係る事業所

名称	
所在地	多治見市

2. 申請区分（申請区分欄へ「○」を付すこと）

申請区分 (○印)	区 分	申請・請求 金 額	実施サービス
	訪問サービスⅠ	100,000円	相談支援
	訪問サービスⅡ	100,000円	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス
	通所サービス	200,000円	生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス
	入所サービス (施設定員10人未満)	200,000円	短期入所（ショートステイ）、共同生活援助、施設入所支援
	入所サービス (施設定員10人以上 50人未満)	300,000円	
	入所サービス (施設定員50人以上)	500,000円	
	補装具	100,000円	補装具の販売（作製）又は修理

(表面)

3. 交付申請額（請求額） _____ 円

4. 支援金振込先

金融機関名 (銀行コード)	()
支店名 (支店コード)	()
預金種別	1 普通預金 ・ 2 当座預金 3 その他 ()
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	()

【添付書類】

- (1) 申請に係る事業所のサービス提供実績が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

【誓約及び同意】

- 1 市税等を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していること）を誓います。
- 2 多治見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等でないこと、また、今後もこれらに該当しないことを誓います。
- 3 市税等の納付状況について確認することに同意します。

※市税等：本市における市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料

(裏面)

別記様式第2号（第5条関係）

多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書

多治見市指令財第 号

年 月 日

年 月 日付けで提出のありました多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書について、多治見市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり支援金の（交付・不交付）を決定しましたので通知します。

多治見市長



1 交付決定の内容

申請者	
交付決定額	円

2 交付ができない理由（不交付の場合）

--